

# 【改定】一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 概要版

## 1. 策定根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項における「市町村長は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定に基づき策定

## 2. 改定の趣旨

本市においては、平成26年3月に一般廃棄物処理基本計画が策定され9年が経過したが、この間に世界的には国連サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択、国内では「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)」の施行など、廃棄物を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、これらに対応すべく施策等の評価・見直しを行った上で一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定するものである。

## 3. 計画の基本方針

### (1) ごみ処理基本方針

#### 発生抑制・再使用の推進

住民・事業者に対してごみの発生抑制・再使用に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。

#### 資源化の推進

発生したごみについては、家庭内・事業所内において再使用を図るとともに、地域団体による集団回収等の活動を推進する。  
また、使用済み小型家電等の分別について周知を行い、有用金属の回収を促進する。

#### 適正処理の推進

ごみとして排出されたものについては、四国中央市クリーンセンターにおいて減量化・資源化等の適正処理を行うとともに、これらの施設の延命化及び適正な維持管理を継続していく。

### (2) 対象範囲等

- ・適用範囲：四国中央市で発生するし尿を除く一般廃棄物(ごみ)
- ・計画対象期間：令和5年度～令和10年度(目標年度)の6年間(改定前 平成26年から平成40年)

## 4. ごみ処理の実績

	H22年度(策定時実績値)	R2年度(改定時実績値)
ごみ排出原単位(g/人・日)	1,026.2	1,104.6
ごみ総排出量(t/年)	34,622	34,571
資源化率(%)	13.0	10.1
最終処分量(t/年)	2,294	4,544

## 5. 本計画の目標値

	第五次えひめ循環型社会推進計画	本計画		
		令和2年度	令和7年度	令和10年度
基準年度	令和2年度	令和2年度	令和7年度	令和10年度
目標年度	令和7年度	令和7年度	令和10年度	令和10年度
ごみ排出原単位	2%削減	1,082.5g/人・日	1,082.5g/人・日	※令和7年度の水準を維持し、人口減少等の要因を反映した目標値
ごみ総排出量	8%削減	31,703t/年	31,028t/年	
資源化率	28%	10.2%	10.0%	
最終処分量	12%削減	4,154t/年	4,071t/年	

※参考:改定前計画の目標値はP33~P34に掲載

## 6. 各主体の役割（☆部分は令和4年4月プラスチック資源循環法施行により追記）

市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策1 3R活動や廃棄物リサイクル関係制度の普及啓発検討</li><li>・施策2 分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集処理やリサイクルの効率化 ☆県内他自治体におけるプラスチック使用製品の分別状況等を調査し、本市におけるプラスチック使用製品の分別収集再商品化に向けた検討を行う。</li><li>・施策3 廃棄物適正処理の推進</li><li>・施策4 グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策</li><li>・施策5 一般廃棄物の手数料の見直し</li><li>・施策6 バイオマス利活用の取組み</li></ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策1 3R活動環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践</li><li>・施策2 ごみを出さない生活スタイルへの転換 ☆スプーンや飲料用ストロー等の特定プラスチック使用製品の提供を辞退し、繰り返し利用可能な製品等を活用する。</li><li>・施策3 ごみの分別資源回収への協力</li><li>・施策4 適正排出の順守</li><li>・施策5 不法投棄防止への協力</li></ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策1 拡大生産者責任の徹底</li><li>・施策2 環境にやさしい製品やサービスの提供</li><li>・施策3 事業活動における3Rの実践 ☆プラスチック製品の製造販売事業者は、プラスチック製品の自主回収を行い、プラスチック資源の分別回収を促進する。</li></ul>

## 7. 収集運搬及びごみ処理施設について

### (1) 収集・運搬

「一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、一般廃棄物処理実施計画にて定める。」追記

### (2) ごみ処理施設

- ・「四国中央市クリーンセンターに代わる新たなごみ処理施設の検討を行う。」を追記
- ・「四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）に代わる次期ごみ処理施設については、新居浜市・西条市との広域処理と併せて単独での燃料化処理方式による処理方式の検討を行う。」を追記
- ・「四国中央市クリーンセンターの大規模修繕を令和4年度から令和6年度ごみ焼却施設と令和8年度から令和10年度リサイクルプラザに実施する予定」を追記

